

第三者評価結果の公表事項（児童養護施設）

① 第三者評価機関名

福島県社会福祉協議会

② 評価調査者研修修了番号

3004、SK18028・2106、S2020025・3006

③ 施設の情報

名称：福島愛育園	種別：児童養護施設	
代表者氏名：園長 長谷川文夫	定員（利用人数）： 77名（57名）	
所在地：福島県福島市田沢字躑躅ヶ森 16		
TEL：024-549-0596	ホームページ： http://fukushimast.sakura.ne.jp/aikuen/	
【施設の概要】		
開設年月日：明治27年4月8日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 福島愛育園		
職員数	常勤職員： 31名	非常勤職員 5名
有資格職員数	（資格の名称） 名	
	社会福祉士 3名	
	保育士 13名	
	看護師 1名	
	臨床心理士 1名	
	栄養士 5名	
施設・設備の概要	（居室数） 1棟 9部屋×4棟	（設備等）

④ 理念・基本方針

【理念】

創設者瓜生イワ刀自が提唱する「仁慈隠愆」の精神を継承し、次世代を担う児童の育成をもって社会に貢献する。

【基本方針】

三つの願い（目標とする子ども像）

1. 心身ともに元気な子
2. 感性の豊かな子
3. 瞳を輝かせ希望に満ちた夢の持てる子

五つの進め方（年次方針）

1. 「自ら住みたくなる家づくり」構想に努める
2. 情報を共有し、一体感の感じ取れるチームワークを築く
3. 地域と協働した養育の実践を図る
4. スカウト精神を持って生きる力を身につける
5. グループワーク及びケースワークの特性を生かした養育に努める

七つの心得（養育に臨む決意）

全国児童養護施設協議会「倫理綱領」を基軸とし、以下のように実践します

1. 「みとめて」「ほめて」子どもの自己肯定感を高めるよう努めます
2. 「喜び」と「悲しみ」の共有・共感を実践し、互いに思いやる心を大切にします
3. 日本文化と四季の良さを子どもたちに伝え、子どもの「こころ」を育てます
4. 子どもの話に耳を傾け、わけへだてなく関わります
5. 食べることの大切さ、食べられることへの感謝の気持ち、生きる喜び、命の大切さを教えます
6. 子どもとの出会いを大切に、子どもの自律を促し自立心を育てます
7. 自己研鑽、余暇の充実を図り、子どもとともに心身の健康（リフレッシュ）に努めます

⑤ 施設の特徴的な取組

1. 本園の各家では男女・年齢とも混合型の養育が行われている。月1回、家毎に開催される「家会」において、家でのルールや約束、年齢に応じた役割分担などを子ども達と職員と一緒に話し合い、主体的に共同生活が送れるようにしている。
2. 子どもの「生」と「性」の教育を目的とした「森の委員会」を設置し、職員間で話し合う機会を設けている。また、委員会のもとに子どもの組織として性別・年齢別にグループ分けした「森の会」を設置し、子どもの権利ノートの読み合わせや性（生）教育を行い、自分自身を大切にすること、他者に対する思いやりについて職員と子どもが共に学び合う場となっている。
3. 職員の勤務体制は、日勤、宿直のほか、「朝・晩」勤務があり、子ども達が家に居る時間帯に職員配置を手厚くしている。同じ職員が朝夕に勤務するため、朝、子どもを送り出した職員が帰宅を迎え入れることで、子どもに安心感を与えるとともに、朝・夕一貫した対応を取ることが出来る。

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和3年6月11日（契約日） ～ 令和4年3月14日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成29年度

⑦ 総評

◇ 特に評価の高い点

【子どもの「生」と「性」に焦点を当てた養育・支援の取組】

子どもの「生」と「性」の教育を目的とした「森の委員会」を設置し、さらに子どもの性別・年齢別にグループ分けした「森の会」も設置して、「生」に対する尊厳や「性」に関する正しい知識を職員と子どもが学び合う場としている。

「森の会」は、グループ毎に年2～3回プログラムを実施しているが、性別・年齢別の少人数で実施しているため、子ども一人ひとりの成長や理解に合わせて「生」と「性」について学べるようにプログラムを工夫している。職員がプログラム内容を考えて資料を作成しており、権利擁護や性（生）教育に関する職員の理解を深めることにもつながっている。

【リービングケア、アフターケアへの取組】

高校生を対象に、調理実習や施設内の「うめもどき棟」にて金銭管理や自炊も含め1週間一人で生活する訓練を実施するなど、退所後の自立に向けた具体的な支援を行っている。「うめもどき棟」は児童相談所と連携した親子関係の再構築支援の一環として面談や宿泊交流の場としても活用されている。

就職先への訪問や離職後の生活・就労支援、日常の些細なことに関する電話相談への対応など、退所後も家庭支援専門相談員や自立支援担当職員を中心として、一人ひとりに寄り添った支援を行っている。ケースによっては、福祉事務所や障がい福祉サービス事業所等の福祉関係機関へつなぎ、連携して対応している。

◇ 改善を求められる点

【養育・支援の標準的な実施方法の整備】

養育・支援の標準的な実施方法が示されているとする年度毎の「運営のしおり」には、基本理念をはじめ事業概要など幅広く内容が記載されているが、子どもへの接し方やプライバシーへの配慮など、生活場面毎の留意点については触れられていない。

従来の業務マニュアルの内容を継承した「ケアワーカーのためのメンタル&スキルアップトレーニング」が全職員に配布されているが、施設ではこれを標準的な実施方法と考えておらず、日々の養育・支援の根拠として十分に活用されていない。

全ての子どもに対する画一的なマニュアルを求めているわけではないが、職員の経験年数などによる支援方法の差異を極力なくし、一定の水準の養育・支援内容を実現するためには、基本となる標準的な実施方法を職員間で共有する必要がある。

今後は、「ケアワーカーのためのメンタル&スキルアップトレーニング」等を職員が自らの養育・支援を振り返る際に確認できるマニュアルとして整備し、内部研修などで活用していただきたい。なお、マニュアルは定期的な見直しが必要であり、見直しの際は日付の記載を行うと良い。

【リスクマネジメント体制の強化】

事故対応マニュアルや緊急対応マニュアルを作成し、有事には施設全体で取組む体制

となっている。また事故発生後の要因分析や再発防止の検討を行うなど職員全体でリスクマネジメントに取り組んでいる。しかし、「危険への気づき」を促すヒヤリハットの収集や要因分析はここ数年あまり行われていない。

日常的に子どもの安心・安全に配慮した養育・支援を行うためには、未然に事故を防ぐ視点を持つことが大切であることから、ヒヤリハットの積極的な収集とそれらを検証する場としてリスクマネジメント委員会を独立して設けることが望ましい。

【アセスメント手法の整備】

子どもの自立支援計画は、毎日の「児童育成記録」を基に、子どもと個別面談を行い、心理職員等の専門職員とも連携し職員間で協議を行った上で策定されている。

自立支援計画の策定については、アセスメントから計画策定、実施、評価、見直しという一連のプロセスが基本となるため、丁寧なアセスメントが必要不可欠である。子どもの心身の状況を客観的に把握し、養育・支援上のニーズを明らかにすることが出来るよう、またアセスメントにより職員の気づきを促すことが出来るようアセスメントシートを導入し、標準的なアセスメント手法が職員間で共有されることを期待したい。

⑧ 第三者評価結果に対する施設のコメント

令和2年に受審予定だったが新型コロナウイルスにより1年延期となった受審であった。まずはご協力を頂いた福島県社会福祉協議会関係者の皆様に感謝申し上げたい。

今後の受審と児童養護施設福島愛育園の主体的取組みについて2点ほどコメントしたい。

1点目が、第三者評価は広範囲かつ関連しており、説明や認識が不十分なこともあるが、児童養護施設として長い歴史の中で培い受け継いでいる自主性と組織的均衡から、第1回受審より慎重かつ継続的に検討している項目も多くある。今後も意見を踏まえ継続的に検討を図り、全職員でより良い児童養護施設を常に目指していきたい。

2点目は、第三者評価は事前提出書類の共通認識が重要であるが、3回の受審も踏まえ、その都度異なる見解と提出依頼があった。第三者評価受審にあたり、全職員が勤務体制を変えずに評価項目の検討と事前資料の選択を行っているため、今後はより事前提出書類の範囲や項目等について、共通認識を図る必要があると感じた。

⑨ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階（一部 a・c の 2 段階を含む））に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針を確立・周知している		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針を明文化し、周知を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>理念及び三つの願い（目標とする子ども像）、五つの進め方（年次方針）、七つの心得（養育に望む決意）が定められ、施設のホームページに記載されている。全職員に配布される年度毎の「運営のしおり」にも記載され、職員へ周知されている。また、各家の居間兼食堂に掲示されている。しかし、入園のしおりには記載がなく、保護者や子どもへの説明は十分ではない。</p> <p>理念・基本方針は養育・支援を行う上で指標となるものであり、子どもや関係者へ自分たちの思いを伝えるためにも、入園のしおりやパンフレット等に掲載して分かりやすく説明することが望ましい。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握・分析している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>外部の関係会議への出席や情報誌により、経営を取り巻く動向を把握している。施設の小規模化などについては県主管課と協議する場を設け、定員数や職員配置の検討を行っている。しかし、養育・支援のニーズ把握や経営に関するコスト分析は十分とは言えない。</p> <p>児童養護施設は措置施設のため国や県の意向により経営が左右されることも多いが、子どもの安心・安全な生活環境の維持のためにも定期的にニーズ把握やコスト分析を行い、先の見通しを立てていくことが求められる。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c

<p><コメント></p> <p>経営や組織体制に関する課題については管理職を中心に、また養育・支援に関する課題については職員が参画する会議や委員会において、それぞれ明らかになった課題への対応を協議している。中でも重要な事項については、理事会・評議員会において情報共有を図っている。</p> <p>小規模化のための委員会を立ち上げたり、高機能化・多機能化のため専門性の高い加算職員配置に積極的に取組むなどしているが、定員の減員など未だ実施スケジュールが不明確な課題もあるため、今後の取組に期待したい。</p>	
--	--

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画を明確にしている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画を策定している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>社会福祉法人全体と児童養護施設に分けて令和3年度から5年間の計画である「中期計画」が作成されており、今回で3回目の計画である。見直しと作成にあたっては、職員からの意見を参考に管理職が中心となってまとめている。</p> <p>「中期計画」には現在実施していることと今後の目標が示されているが、具体的な課題が明確ではないため、課題とそれに対する取組体制や目標スケジュールを示して具体的に取組めるようにしてほしい。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画を策定している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページ等で公表している事業計画は基本方針と重点事項等の簡易なものだが、さらに詳細な『事業の概要』と補足資料を添付した「運営のしおり」を毎年度作成し、職員や関係者に配布している。</p> <p>中・長期計画の内容は単年度事業計画の基本方針・重点事項には反映されているが、さらに『事業の概要』にも具体的な内容を反映し、実現に向けて取組んでいくことが望ましい。</p>		
I-3-(2) 事業計画を適切に策定している。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行い、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は、補足資料を添付し冊子にした「運営のしおり」として職員に配布され、職員会議において重点事項等の説明が行われている。理事会開催に合わせて年2回、担任や棟主任が中心となって事業の振り返りを行った中間報告を作成しており、その内容を次年度の事業計画に反映するようにしている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画を子どもや保護者等に周知し、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p>		

入園のしおりに年間行事予定を掲載するとともに、保護者へは2か月に1回送付する「家庭つうしん」により行事等の周知を行っている。事業計画のうち、子どもの生活に関わることは各家に年度計画書として掲示されているが、内容の説明は特に行われておらず、子どもから質問があった時に対応するだけとなっている。

子どもは時期を問わず入所してくることから、年度初めや長期休暇前に行事や学習・進路に関する事など子どもの生活に関わることを随時口頭で説明する機会を設け、施設の方針や先の見通しを示すことで子どもの不安解消につなげてほしい。

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組を組織的・計画的に行っている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組を組織的にいき、機能している	①・b・c
<p><コメント></p> <p>第三者評価の自己評価を毎年全職員で実施している。全国児童養護施設協議会の「児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のための要項及びチェックリスト」（以下「人権擁護チェックリスト」という。）は職員版を年2回全職員が実施し、施設版を年1回実施している。施設版は職員がグループに分かれて評価を行うが、毎年同じ内容の評価に変化を持たせるため、職員の組合せを変える工夫をしている。また、自立支援計画の作成・評価を行う際は、全職員が内容を確認することとしており、自分たちの養育・支援をチェックする機会となっている。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>第三者評価や人権擁護チェックリスト（施設版）の結果については、職員会議や運営会議において職員に周知し、課題の改善について検討する場を設けてきた。それらを日々の養育・支援の質の向上に活かすとともに、被措置児童虐待防止マニュアルの作成、人事評価シートの導入など具体的な取組も行っている。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任を明確にしている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長の役割は職務分担で明確にされ、災害時や緊急時の役割や代理者なども各マニュアルに示されている。年度初めには職員会議において事業計画の重要事項など施設の方針を説明している。児童養護施設を取り巻く施策の動向を注視し、子ども達の安定した生活のため</p>		

に施設として取組むべきこと、そのために職員が行うべきことを会議の場などで職員に伝えるように心がけている。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長として、福祉に関する会議や研修に積極的に参加し、地域の会議や委員会でも役割を担い、そこで得た関連する情報を職員に伝えるよう努めている。</p> <p>しかし、施設の責任者には福祉関係以外の法令や経営に関わる様々な情報を収集し、職員へ伝えることが求められる。副施設長や事務長と役割分担しながら、雇用・労働、安全・衛生管理、商取引などに関する法令等の把握と職員への周知を行ってほしい。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップを発揮している。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は長年の勤務経験から施設内の様々なことに精通しており、施設内の各会議や委員会に参加し、養育・支援に関する課題などに対し、その都度助言・指導を行っている。年2回の全職員ヒアリング以外にも、日常的に職員へ声かけし、必要であれば個別面談を行っている。外部の研修や会合へも積極的に参加し、自己研鑽に努めている。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、年2回のヒアリングなどを通して職員の意向を把握し、働きやすい環境整備を進めている。施設運営に関わる重要な事項については、施設長をはじめとする管理職（四者会議）で協議しているが、特に大きな課題である小規模化については小規模検討化委員会を設立し、月1回検討を重ねている。</p> <p>今後、小規模化以外にも中・長期計画で重点事項としている施設の高機能化・多機能化や公益的事業について取組が進められるよう、施設長として方向性を示し、具体的な体制を構築する必要がある。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制を整備している。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画を確立し、実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人として「職員に望むこと」や「人事に関する基本方針」を作成し、望む職員像や職務遂行のための基準、キャリアマップなどを示している。中・長期計画で掲げている施設の高機能化・多機能化のため、家庭支援専門相談員の複数人配置や自立支援担当職員の設置等、加算職員の配置を積極的に行っている。</p> <p>措置施設のため職員採用は退職者の補充が主になってしまうが、今後、施設の小規模化や</p>		

高機能化・多機能化に向け、中・長期計画に沿って必要な人材の確保・育成に計画的に取り組むことが求められる。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「人事に関する基本方針」において、評価のプロセスや評価水準、キャリアマップなどを示している。また、職員が「目標自己評価シート」を作成しヒアリングを行うことで、年度の目標と研修予定を管理している。同シートには職務遂行のための基準が記載され、年度末に自己評価及び評価者による評価が行われている。</p> <p>「人事に関する基本方針」と「目標自己評価シート」にそれぞれ記載された『職務遂行のための基準』に差異が見られることから、シートの見直しや職員へ基準の説明を行うなど、今後も総合的な人事管理に取り組んでほしい。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮している。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ヒアリング等で把握された職員の意向は、施設の勤務体制や有給休暇の仕組みなどに反映され、有給休暇がとりやすい体制となっている。永年勤続者への特別休暇付与や職員の交流会・研修旅行への費用助成、市内の中小企業向け福利厚生団体に加入するなどの福利厚生を実施している。</p> <p>保育士には若い世代が多いが、職員の平均在職年数が約9年であることから、人材の育成・定着のためにも結婚・出産・育児といったライフイベントやワーク・ライフ・バランスに配慮し、長く働き続けられる環境を整備されたい。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制を確立している。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「職員に望むこと」や「人事に関する基本方針」において望む職員像や職務遂行のための基準を示している。「目標自己評価シート」により職員が年度の目標や受講する研修を設定し、施設長が年度初めと年度末にヒアリングを行ったうえで、年度末に目標達成の評価を行っている。</p> <p>各職員の目標達成が施設全体の養育・支援の質の向上につながることから、年度途中に個人面談を行って助言・指導を行ったり、職務遂行のための基準を経験年数毎に整理したりするなど、一人ひとりの目標管理を適切に行ってほしい。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画を策定し、教育・研修を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>外部研修受講は、まず施設が受講者を決定し、受講前に学んでほしいことなどを説明して動機づけを行っている。職員の外部研修受講や資格取得の希望については、年度初めのヒアリングにおいて確認し、受講に配慮するようにしている。また、資格取得の合格者には5万円の祝金贈呈を行っている。</p> <p>園内研修を2か月に1回開催しているが、職員会議やケース検討会との区別が曖昧な内容</p>		

<p>の時もあるため、施設が求める養育・支援のスキルを身につけられるよう、年間カリキュラムをきちんと立てて実施してほしい。また、施設全体の研修計画と個人の研修計画のそれぞれについて、定期的に評価・見直しが求められる。</p>		
19	<p>Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会を確保している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年度研修計画を策定し、職員の意向も確認しながら外部研修に職員を派遣している。園内研修を2か月に1回開催し、また新人職員に対しては別途研修を実施している。</p> <p>日頃から職員同士が相談し合い、一人で問題を抱え込まないよう配慮されているが、各棟・家に分かれて少人数体制でケアを行っていることから、職員の負担や不安感の軽減のためにも、職員の習熟度に合わせたOJTやスーパービジョンに計画的に取り組んでほしい。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成を適切に行っている。</p>		
20	<p>Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育士及び社会福祉士の実習生を受け入れている。「実習のしおり」を作成し、受入の基本方針や受入体制を始め実習に関する詳細を記載し、実習生受入れ前には「実習のしおり」を基に事前オリエンテーションを行っている。充実した実習となるよう、実習の中間時期及び最終日には実習担当者と振り返りを行うプログラムとなっている。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組を行っている。</p>		
21	<p>Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページに法人の理念・基本方針、事業計画・事業報告、第三者評価事業の受審結果、苦情受付体制などを掲載している。施設の事業や子ども達の生活の様子を紹介した広報紙「院友」を、後援団体、地区の役員、子どもの通学校などに配布している。また、法人の運営理念や年度の詳細な事業概要などを掲載した「運営のしおり」を関係機関へ配布している。</p>		
22	<p>Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「社会福祉法人セルフチェックリスト」や「社会福祉施設会計自主点検表」を活用して事務や経理上の手続きにミスが無いかどうかチェックしている。また、理事会前の四半期ごとに会計事務所の税理士による事業及び会計監査を実施し、ミスが無いか確認を受けたり、会計処理に関する助言を受けたりしている。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
--	--	---------

II-4-(1) 地域との関係を適切に確保している。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>現在の場所に施設が開所して60年近くになるため地域との関わりも深く、様々な行事に参加したり、地区組織の役員を務めたりしている。また、施設の体育館や野営場を地域に開放したり、施設の行事に地区の役員を招待したりしている。そのため、子ども達への見守りなどが自然と行われる土壌が形成されている。子どもが学校の友人を招きたい時には、事前に話があれば体育館や学習室など、家以外の場所で一緒に遊ぶことができる。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>ボランティア受入れマニュアルを策定しており、マニュアルには目的や受入手順、対応について留意すべき事項等が記載されている。子ども達の安全・安心に配慮するため、原則として団体ボランティアを受け入れることとしている。新規ボランティアには必ず事前説明を行った上で、「個人情報保護に関する誓約書」の提出を求めている。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携を確保している。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携を適切に行っている。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>全職員に配布している「運営のしおり」に学校や行政の関係機関、病院などの連絡先一覧が掲載されている。市内3つの児童養護施設と通学先の小・中学校、市役所担当部署、児童相談所で構成される福島市学校・福祉施設連絡協議会を始め、要保護児童地域対策協議会や地区青少年健全育成推進会などに参画して情報共有を図っている。学校や児童相談所とは日々細かなやり取りを行っており、必要に応じて関係機関によるケア会議を開催している。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組を行っている。	a・㉖・c
<p><コメント></p> <p>要保護児童地域対策協議会や地区青少年健全育成推進会、小・中学校のPTAの役員等を担っており、会議の場などで課題を抱えている地域の家庭や子どもの情報を得ている。</p> <p>社会福祉法人としてさらに地域で信頼される施設となるためには、地域との交流以外に公益的な事業・活動が求められており、その前段階として地域の福祉ニーズを把握することが必要である。今後は、地区の各会議などの場において社会福祉法人の役割や動向を発信するとともに、積極的に情報収集を行う必要がある。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っている。	a・㉖・c
<p><コメント></p> <p>施設の体育館や野営場を地域に無償で開放している。市からの委託事業としてショートステイとレスパイトケアを実施している。</p>		

措置施設のため難しさはあるが、社会福祉法人として公益的な事業・活動に取り組むことが求められているため、災害時の施設活用や、法人内の保育所と連携した子育て支援事業など、具体的な事業展開に向けて取り組んでほしい。

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢を明示している。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉗・b・c
<p><コメント></p> <p>施設理念をもとにした、三つの願い（目標とする子ども像）を定め、五つの進め方（年次方針）や七つの心得（養育に臨む決意）を明示している。新任職員に対する「新任職員研修」において、これらの考え方や方針を周知し、全国児童養護施設協議会策定の「倫理綱領」についても確認をしている。また、年間を通して職員と子どもと一緒に「生」と「性」における知識を学ぶ「森の会」では、それらを通じた基本的人権の尊重についても学べる機会となっている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援を行っている。	a・㉘・c
<p><コメント></p> <p>プライバシー保護に関する規程・マニュアルは整備していないが、職員は「人権擁護チェックリスト」を活用し、組織的に自己確認を毎年度行っている。子どもに対しては「森の会」において、生活や成長の場面に応じた個々のプライバシーについての説明や考える機会を設けている。</p> <p>今後は施設の特性に応じたプライバシー保護に関する規程・マニュアルを整備し、その取組について子どもや保護者等により分かりやすく周知されるよう期待する。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）を適切に行っている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・㉘・c
<p><コメント></p> <p>パンフレット、ホームページ、広報紙などで施設を紹介している。入所時には「入園のしおり」を使って、施設生活について説明をしている。また見学については、状況に応じて子どもと保護者が一緒に行くなど、入所時や入所後の生活に対する理解を深める工夫を行っている。</p> <p>今後はパンフレットや入園のしおりの定期的な見直しに加え、見直した日付が記載されることで、その内容がより分かりやすいものとなるようにしてほしい。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・㉘・c
<コメント>		

<p>入所時に使用する「入園のしおり」は漢字版、ひらがな版などを使い分けし、子どもや保護者が理解しやすい工夫をしている。入所後は、家庭支援専門相談員が中心となり、特に進路決定時や医療面での同意が必要な際には書面で確認を行うなど、可能な限り時間をかけ、保護者が納得できるように対応している。</p> <p>意思決定が困難な子どもや保護者に対する配慮については、今後施設としてルール化し運用することで、すべての子どもに対する適切な養育・支援につながるよう期待する。</p>		
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>措置変更や地域・家庭への移行時は、担当児童相談所・学校・医療機関など各機関が連携しながら子どもの情報・状況等を共有し、移行後の養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。保護者に対しては、「サポートブック」にて子どもの状況・情報、緊急連絡先等を提供し、不安の軽減を図っている。子どもに対して退所後の相談先等の文書は渡していないが、より連絡が取りやすいよう、携帯電話やLINEを通じて退所後も細やかに相談に応じている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 子どもの満足度の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足度の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>日々子どもとの関わり、各家での定期的な「家会議」などで子どもの満足度を把握している。また、自立支援計画作成時には「児童アンケート」を用いて子どもの思いを汲み取るよう努めている。食事については年2回嗜好調査を実施しており、食事の改善や食生活の満足へとつなげている。</p> <p>今後は、児童アンケートや嗜好調査の取組と同様に、子どもの満足度を把握する目的で調査が行われることを期待する。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制を確保している。</p>		
34	<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設の苦情解決体制は、ホームページや広報紙などで周知している。子どもには居間兼食堂にポスターを掲示し、苦情解決制度等について伝えている。第三者委員会を定期的に開催し、苦情受付案件がない場合でも、苦情に至ると考えられるリスク案件について情報交換を行っている。</p> <p>意見・要望・提案への対応は養育・支援の質の向上へとつながるものであるが、保護者が苦情や要望を申し出やすい環境とは言い難いため、その工夫が必要である。また、意見・要望のレベルであっても苦情と捉えて対応することが望ましい。</p>		
35	<p>Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p>		

<p>子どもからの相談は、日常的な関わりの中で対応する以外にも、内容によっては生活の場から離れ個別に時間を設けて対応するなどの配慮をしている。また、子どもが書面で相談ができる「相談箱」は生活スペースとは離れた場所に設置され、担当者が定期的に確認をしている。</p> <p>しかし、子どもに渡す「入園のしおり」には、苦情の相談先や日常的な相談先について記載はされておらず、保護者に対しても同様である。今後はそれぞれの相談先や誰にでも相談できることを記載し周知することで、より相談が述べやすい環境となるよう期待する。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもから相談・意見・要望があった際は、各棟の職員・主任・総括主任などが、その内容に応じて職員を変えて対応し、重要な課題等があれば全職員が参加する処遇会議等で対応するなど組織的な協議を行っている。また、「家会議」・「森の会」では子どもを交えた話し合いを行い、そこから出された子どもの相談等についても組織的に対応している。</p> <p>今後は、子どもからの意見・要望・提案に対する対応マニュアルを作成し、養育・支援の質の向上へとつなげてほしい。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組を行っている。</p>		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制を構築している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事故対応マニュアルや緊急対応マニュアルを作成し、事故発生時や緊急時には、施設長や副施設長を中心に施設全体で取り組む組織体制となっている。また、事故発生後に全職員が参加する会議などで事故の要因分析や再発防止のための検討する取組を行っている。</p> <p>現在はヒヤリハットの事案収集は実質的にはされておらず、リスクマネジメントに関する委員会の設置もないため、それらの改善が望まれる。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>感染症マニュアルを作成し、看護師が中心となり日常的な感染症対策を行っている。特に新型コロナウイルス対策として、「コロナ感染防止対策検討会」を立ち上げ、各種対策を図っている。感染症発生時にも隔離した生活を送れるよう、使用していない棟の改修を行った。また、災害時の業務継続計画（BCP）の策定と同じ形式で「新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画」についても定めている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>東日本大震災の被災経験に基づき、「自然災害発生時における業務継続計画（BCP）」を定め、災害に備えている。施設の立地状況等を踏まえた防火・事故・災害等の各種マニュアルを定め、各場面における避難訓練が企画・実施されている。食料の備蓄については1日3食×7日以上確保しており、その献立内容についてもBCP内で定められている。また、備蓄品の管</p>		

理については、備蓄品を給食の献立に活かす「腹六分目の日」を設定し、子どもの災害に対する理解を深めている。

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、養育・支援を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「運営のしおり」において、事業計画から自立支援計画策定の流れまで幅広く文書化しており、養育・支援の標準的な実施方法についても一部掲載している。</p> <p>養育・支援の標準的な実施方法は、従来の業務マニュアルの内容を継承しまとめられた「ケアワーカーのためのメンタル&スキルアップトレーニング」に記載されているが、施設ではこれを標準的な実施方法と捉えておらず、また日々の養育・支援の根拠として活用されていない。今後、経験年数やスキルに関係なく全職員が一定の水準で養育・支援が行えるよう標準的な実施方法を整備し、内部研修や個別指導において活用してほしい。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>養育・支援の標準的な実施方法の一部が掲載されている「運営のしおり」の内容は、毎年定められた時期に検証・見直しを行い、次年度の取組に反映している。</p> <p>今後は、「ケアワーカーのためのメンタル&スキルアップトレーニング」や新たに整備を求める標準的な実施方法においても、時代に即した内容となっているか、子どもの意見が反映されているか等について継続的に検証・見直しが行われることを期待する。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画を策定している。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎日の子どもの行動や様子が記載された「児童育成記録」は、2か月に1回、棟職員及び施設長・副施設長・総括主任が確認をしている。子どもの自立支援計画の作成は、それらの記録を基にして、担任による子どもへの直接聞き取りの機会等を設けつつ、心理職員等の専門職員とも連携し、作成している。</p> <p>子どもの自立支援計画の策定は、アセスメントから計画策定、実施、評価・見直しという一連のプロセスであることが基本であるため、今後、子どもの現状を客観的に把握することが出来るようアセスメント手法とアセスメントシートを策定してほしい。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画の評価・見直しは、5月の計画作成、9月の中間評価、3月の最終評価という流れに沿って、各職員や自立支援計画責任者が中心となって行っている。評価にあたっては、施設長・副施設長・主幹・総括主任による確認後、修正が必要な場合は自立支援計画責任者</p>		

がスーパーバイズを行っている。また、子どもの進路の変更や居住棟の移動に伴う緊急の事案が発生する場合などについても、適宜見直しを行う仕組みとなっている。		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援の実施の記録を適切に行っている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録を適切に行い、職員間で共有化している。	㉗・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの情報は「児童福祉台帳システム」に記録されている。システムは子ども達の生活スペースとは別棟にある職員室にて入力・確認ができる。記録の仕方については新任職員研修において伝えられ、また各職員が所持する「ケアワーカーのためのメンタル&スキルアップトレーニング」の「書類作成の仕方」においても確認できる。また、毎月全職員が参加する職員会議や文書回覧などで子どもの状況等に関する情報を共有している。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・㉘・c
<p><コメント></p> <p>子どもに関する記録の管理体制は、「個人情報保護規程」や「情報セキュリティ基本方針」を基にした「情報セキュリティマニュアル」などにおいて細かく定めている。また、日常的な子どもの記録は職員室のパソコンに入っている専用システムにより一括管理し、子ども毎に作成された冊子ファイルは、鍵とファイルを別な場所で保管している。</p> <p>情報開示請求時の流れについては「情報セキュリティマニュアル」で定めているものの、実際に請求があった際の具体的な開示内容の範囲、手続き、組織としての対応などは不明確である。今後はそれらを策定した上で、子どもや保護者等への説明が必要である。</p>		

内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組を徹底している。	㉗・-・c
<p><コメント></p> <p>子どもの権利擁護に関しては、「運営のしおり」「人権擁護チェックリスト」「被措置児童虐待防止マニュアル」等を活用し、定期的に全職員で検証を行うことで、意識・確認をしながら養育実践にあたっている。また、年間を通じて実施している「森の委員会」や「森の会」のために職員同士で話し合ったり、資料を作成したりすることが、権利擁護に関する理解を深めることにつながっている。</p>		
A-1-(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	㉗・b・c

<コメント>

日頃から子どもの年齢・性別や状態に応じた配慮をしつつ、職員一人ひとりが子どもの権利を尊重する意識を持った支援をしており、子どもたちに向けても「他人」と「自分自身」を大切にすることについての理解を促す取組を行っている。性別や年齢別の「森の会」では、権利ノートの読み合わせや職員手作りの資料を用いて学習会を実施し、権利擁護・権利侵害について子ども達と職員と一緒に学ぶ場となっている。また、年3回の「森の会報告会」により職員間で情報を共有している。

A-1-(3) 生き立ちを振り返る取組

A③	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a・b・c
----	--	-------

<コメント>

子どもの発達状況や理解度に応じ、適切に事実を伝えられるよう運営会議や職員会議等で検討し、全職員に周知・共有がなされている。また、ケースによっては児童相談所と連携し、ライフストーリーワークを実施している。実施後は見守りとアフターケアに努め、適切なフォローを心がけている。子どものアルバムは一人ひとり丁寧に作成されており、担任の愛情が十分に感じられるものとなっている。

A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等

A④	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c
----	--	-------

<コメント>

体罰や人権侵害の禁止については「職員に望むこと」に記載され、被措置児童虐待防止マニュアルも策定し、職員は日々の処遇や引継ぎの際に確認し合っている。権利擁護に関する外部研修への参加や、「人権擁護チェックリスト」の実施とその際の事例検討などにより、職員全体へ周知が図られ、子どもの権利を擁護する風土が施設全体に感じられる。また、子ども達が「権利ノート」を利用し、自分自身を守る知識・方法を学ぶ機会を設けている。

A-1-(5) 子どもの意向や主体性への配慮

A⑤	A-1-(5)-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a・b・c
----	--	-------

<コメント>

日常生活において、職員は子どもの話に耳を傾け、その意向を尊重し、自発的活動ができるような支援を心がけている。買い物外出や金銭管理は年齢に応じた支援が行われ、高校生のアルバイトも金銭感覚や経済観念が身につくよう推奨している。

それぞれの家ごとに「家会議」が行われ、子どもと職員が要望や意見を自由に出せる体制となっている。しかし、年齢や性格などによっては自分の意見を表せない子どももいるため、意見を出しやすい工夫が求められる。また、出された意見や要望に応えられない場合、子ども達が納得のいく説明をしていくとともに、その後意見や要望が出しにくい雰囲気にならな

いような対応が望まれる。

A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑥	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>入所前にはケースの概要把握に努め、可能であれば事前に面談するなど、担当職員を中心に施設全体で子どもの不安を和らげる工夫をしている。また、子どもの状況に応じて早い段階で心理療法を導入したり、児童相談所調整のもと家族面会を設定したりするなどの配慮がなされている。家庭復帰した子どもには、安定した生活が送れるよう家庭支援専門相談員が中心となり、児童相談所など関係機関と連携しながら子どもや保護者に寄りそったアフターケアを実施している。</p>		
A⑦	A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>退所後安定した社会生活が送れるよう、様々な自立支援を行っている。主に高校生を対象に、就労体験としてアルバイトの推奨、資格取得の支援、調理実習、一人暮らし体験、健康管理指導など、本人に合わせたサポートを実施している。また、障がいのある子どもの増加に伴い、グループホームの利用等、関係機関との連携を図っている。退所後の相談体制も整え、必要に応じ職員が県内外の退所者を訪問するなど、アフターケアに努めている。退所後も交流を持ち、フォローされていることは、本人にだけでなく在園生にも安心感を与え、また職員自身の支援の振り返りにも役立っている。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑧	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>子どもをありのままに受け入れ理解することの大切さを「ケアワーカーのためのメンタル&スキルアップトレーニング」により全職員が共有し理解している。担任は、必ず子どもの生育歴や行動特性等を理解したうえで、支援にあたっている。</p> <p>子どもの行動上に問題が見られた場合は、心理職とも連携を図り問題解決に努めているが、子どもが表出する感情や言動の背景にある心理的課題を受け止め、一人ひとりの理解がさらに深められるよう、内部研修や計画的なスーパーバイズの実施に期待したい。</p>		
A⑨	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>担任制をとることにより、子どもとの信頼関係の構築がなされ安心した生活が送れるよう努めている。「家会議」での話し合いにより子どもの意見を尊重したルールが家ごとに決めら</p>		

<p>れており、さらに高校生においては学校の違いもあるため、携帯電話の使用やアルバイトなどには柔軟に対応している。誕生日には職員と一対一で外出してお祝いをしたり、相談時には職員が個別に対応するなど、子どもと個別に触れ合う時間を意識的に持つことが信頼関係の構築につながっている。</p>			
A⑩	A-2-(1)-③	<p>子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>日常生活において「賞賛」「励まし」等、子どもが自己肯定感を形成できるような支援を心掛けています。そのために子どもの育成記録や自立支援計画における課題・目標を職員間で情報共有し、支援を行っている。中・高生には自立に向けた洗濯などの家事の練習の際に、能力に応じた支援・フォローを行っている。同じ職員が朝夕一貫した対応ができるよう、朝夕の時間帯に同じ職員を配置することで安心感を与え、一人ひとりの子どもに目が行き届く個別支援につなげている。</p>			
A⑪	A-2-(1)-④	<p>発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年齢や発達状況に応じた図書や玩具を揃えたり、体育館や広場で運動が出来る用具を揃えたりするなど、可能な限り学びや遊びのニーズに応えている。コロナ禍により活動の縮小はみられたが、施設内でボーイスカウト活動や複数のクラブ活動を職員と一緒にやっている。また、希望があれば、地域のスポーツ少年団への参加やピアノ教室などの習い事、通塾も出来るようにしている。</p>			
A⑫	A-2-(1)-⑤	<p>基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>食事の準備や掃除の担当場所など、生活するうえでの守るべき決まりや役割分担を、子どもと職員が話し合い、一緒に考え作っている。生活の中で基本的習慣や健康管理の知識などを身につけられるよう支援している。また旅行や地域との交流活動、社会体験活動などを通じて、社会常識・社会規範の体得に努めている。携帯電話やネットに関してはトラブルに巻き込まれないよう、高校生とルールやマナーについて適宜話し合っている。</p>			

<p>A-2-(2) 食生活</p>			
A⑬	A-2-(2)-①	<p>おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>家ごとに家庭的な雰囲気の中で和やかに食事をしている。冷蔵庫、電子レンジが備え付けであるため、部活やアルバイトで帰宅が遅れる子どもにも食事を適温で提供できるよう配慮されている。年2回嗜好調査を実施し、子ども達の意見が献立に反映されている。おやつ作りや料理クラブでの調理体験を通じて、子どもが調理に親しむ機会を設けている。</p>			

<p>A-2-(3) 衣生活</p>		
--------------------	--	--

A⑭	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>

小学生以下の子どもは、担当職員ができる限り本人と一緒に好みに合わせた衣類を購入できるようにし、中・高生は、自分で好きな衣類を選び購入する機会が設けられている。外出時の服装をTP0に合わせられるようにするなど、衣習慣の支援を行っている。また、中・高生は職員のアドバイスを受けながら、自分で洗濯や衣類の管理ができるよう支援している。

A-2-(4) 住生活		
A⑮	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整備され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a・b・c

<コメント>

高校生には出来る限り個室を提供し、低年齢児には職員の目の届きやすい位置に居室を配置するよう配慮している。また日用品等は可能な限り本人の好みに合わせて、個人所有ができるようにしている。居室や共有スペースの掃除は、それぞれの家ごとに年齢や子どもの状況に応じて役割分担しながら行われ、整理整頓に努めている。

A-2-(5) 健康と安全		
A⑯	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a・b・c

<コメント>

嘱託医をはじめとした医療機関と連携を図りながら、健康診断等を実施したり身長体重測定を行うなど、定期的に子どもの健康管理に努めている。特別な配慮の必要な子どもや心身の発達に障がいがある子どもに対しては、看護師が医療機関や担任と連携をしながら通院や生活支援にあたっている。医療や健康、感染症対策に関する情報は、職員会議にて看護師から全職員へ周知を図っている。

A-2-(6) 性に関する教育		
A⑰	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・b・c

<コメント>

子どもの「生」と「性」の教育を目的とした「森の委員会」を設置し、職員間で定期的に学び合いの機会を設けている。また、子どもの年齢、性別でグループ分けした「森の会」を設置し、「生」と「性」の教育を行っている。子ども達が職員と共に、成長段階に合わせた「性」に対する正しい知識を学ぶ機会を設け、職員は日常生活の中でもフィードバックするよう意識している。また、指導の中心となる職員は外部研修に参加し、その知識を全職員で共有す

ることでスキルアップにつなげている。

A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

A⑱	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a・b・c
----	--	-------

<コメント>

行動上の問題を示した子どもに対して、傾聴や孤立感の払拭などの対応をしつつ、被害にあった子どもや周囲の子どもへの対応にも配慮している。事案が起きた場合は速やかに施設内及び児童相談所へ報告して情報を共有し、必要に応じケース検討会を行っている。

複雑な背景を持つ子どもも多いことから、行動上の問題に対して、より適切な援助技術を習得し養育・支援に自信がもてるよう、職員研修等を通じた支援の向上を期待したい。

A⑲	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいる。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>

日頃から子ども同士の関係性を把握しており、家編成を行う際は関係性に配慮しながら、メンバーの見直しを図っている。入所間もない子どもについては、特に意識して見守り、児童相談所職員等と連携した支援ができる体制を整えている。

子ども間での暴力やいじめが発覚した場合は、施設長を中心に全職員が一丸となって適切な対応ができるよう努めているが、家ごとに少人数体制でケアを行っているため、職員間で対応に差が出ないように、研修などを通してさらなるスキルアップに努めてほしい。

A-2-(8) 心理的ケア

A⑳	A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>

常勤の心理療法士を1名配置し、心理的な支援を要する子どもに対して自立支援計画に基づき、週1回程度心理療法室にて個別の心理療法を実施している。担任と情報共有を行い連携することで、より有効的な支援になるよう努めている。また、心理職員向けの研修に直接処遇職員も参加し復命を行うことで、全職員のスキルアップにつながっている。

A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等

A㉑	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>

静かな環境で学習できるよう、居室の他に管理棟に「学習室」を設け、学習環境の整備に努めている。また、子どもの個々の学力に応じた学習支援として、職員が日々の生活の中で行う以外に、学習ボランティアや家庭教師なども利用している。中学3年生には受験に向けた学力の向上のため通塾の支援も行っている。学校の担任教諭と連携を図り、密に連絡を取り合うことで互いに子どもの状況を把握し、本人に寄り添った支援が行われている。

A㉒	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよ	a・b・c
----	------------------------------------	-------

	う支援している。	
<p><コメント></p> <p>子どもの将来の目標に向け、時間をかけて本人の話を十分に聞く機会を設けている。その結果を自立支援計画に反映させ、全職員の共通理解のもとで本人の自己決定を尊重した支援に努めている。また、進路決定にあたっては、奨学金などの資金面以外にも、関連した様々な情報を提供している。進路が決定した子ども、高校を中退した子ども、措置延長をした子どもへも定期的な相談や関係機関と連携した支援を行うなど、フォローアップ体制を整えている。</p>		
A②	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>お金を稼ぐ大変さや、社会の仕組み・ルールを実感できるように高校生にはアルバイトを推奨しており、自立に向けて金銭管理や社会経験、生活リズムの確立にも役立ち、本人の自信にもつながっている。また、在学中に取得できる資格については、運転免許も含め、可能な限り取得できるよう支援している。</p> <p>今後は、子ども達に幅広い体験をさせるためにも、過去に近隣の店舗や障がい福祉事業所で実習・体験を行ったことを踏まえ、施設として積極的な実習・体験先の開拓が望まれる。</p>		

A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A②	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員が主となり、ファミリーソーシャルワークを行っている。家族との交流の促進に向け、子どもの施設や学校での生活、成長の様子などを記した「家庭つうしん」を定期的に送付している。児童相談所とも連携しながら、面会や外出、一時帰宅などを行い、家族と子どもの関係調整にも取り組んでいる。また可能な限り、学校や地域、施設等の行事へ家族の参加を呼びかけている。</p>		

A-2-(11) 親子関係の再構築支援		
A②	A-2-(11)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員が中心となり、児童相談所と協議しながら親子関係の再構築に向けた家族への支援を行っている。</p> <p>児童相談所が作成した保護者支援プログラムを子どもの自立支援計画に反映することで目標を共有し、施設全体で支援に取り組むよう努めている。施設にある「うめもどき棟」では親子生活訓練を行う以外にも、それぞれの家族の状況に応じ面会や宿泊交流に利用するなど、親子の交流の場として活用している。</p>		